

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会 説明資料

- 1 子ども・子育て支援新制度における保育サービス設置・運営基準比較表
- 2 子ども・子育て支援新制度における保育サービス別 保育士資格要件と国からの給付
- 3 都内の保育サービスの状況について（平成26年7月31日 東京都プレス発表資料）

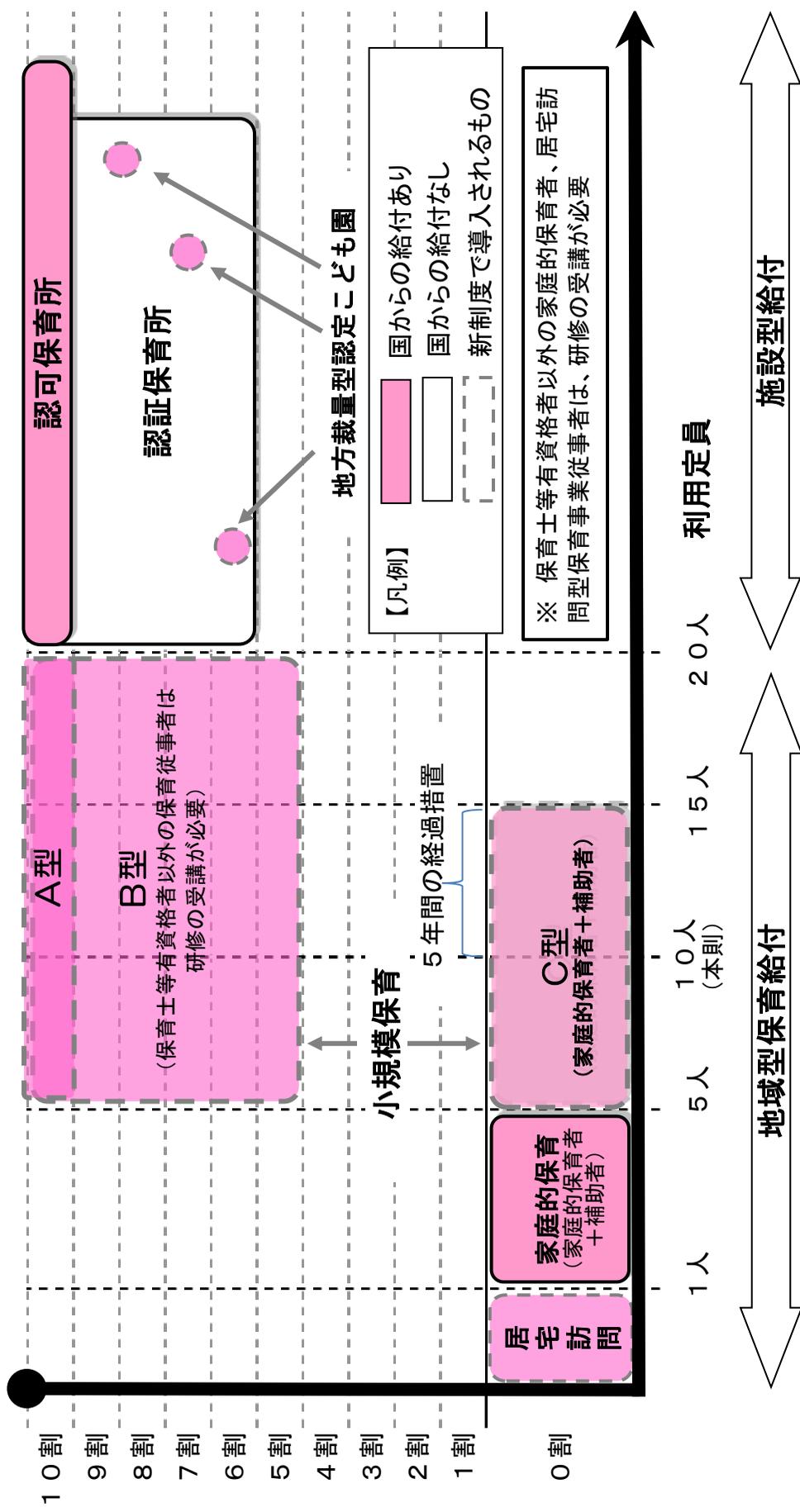
平成26年8月19日

東京都福祉保健局

## 子ども・子育て支援新制度における保育サービス設置・運営基準比較表

区分	認可保育所	認証保育所	小規模保育所	家庭的保育事業
1 設置者	区市町村、社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等	区市町村、民間事業者等	区市町村、民間事業者等
2 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と施設が直接契約	「保育に欠ける児童」が対象であるため、区市町村と施設の調整により定める	区市町村又は施設へ申し込み、利用者と直接契約
3 規模	20人以上（平均 101.2人）	①A型 20～120人（平均 35.6人） ②B型 6～29人（平均 20.5人）	A型・B型 6～19人（0～2歳児） C型 6～15人以下（0～2歳児） ※ 定員の範囲内で3歳児以上の受入可能（特例給付）	～5人（0歳～2歳児）
4 施設基準	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準	区市町村条例 ※ 本資料においては厚生労働省令（平成26年第61号）の基準を記載	
乳児室、ほふく室 （0、1歳児室）	1人当たり3.3㎡以上 （ただし、国が指定する期間・地域に限り、年度途中2.5㎡まで弾力化可能）	①A型 3.3㎡以上 （年度途中2.5㎡まで弾力化可能） ②B型 2.5㎡以上	A型・B型 3.3㎡以上 C型 3.3㎡以上	保育者1人につき9.9㎡（児童3人まで）の専用部屋 （4人目以降、3.3㎡を加算）
	(1) 1人当たり1.98㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 （付近の代替場所でも可）	同左	(1) A型・B型 1.98㎡以上 C型 3.3㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 （付近の代替場所でも可）	敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭 （付近の代替場所でも可）
5 職員	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準	区市町村条例 ※ 本資料においては厚生労働省令（平成26年第61号）の基準を記載	
保育従事者	保育士	保育士以外の者も可（資格要件なし） ただし、6割以上は保育士等の有資格者	A型 保育士 B型 2分の1以上が保育士等有資格者 （保育士等有資格者以外の保育従事者は研修受講が必要） C型 家庭的保育者	家庭的保育者（保育士以外の者も可（研修修了等の要件有））
配置基準	・ 0歳児 : 3人につき1人以上 ・ 1、2歳児 : 6人につき1人以上 ・ 3歳児 : 20人につき1人以上 ・ 4歳以上児 : 30人につき1人以上	同左	A型・B型 認可保育所の配置基準 C型 年齢を問わず3人につき1人 （ただし補助者を置く場合5名まで）	保育者1人につき児童3人まで、補助者配置で児童5人まで
加配	定員90人以下+1名 （私立保育所の運営費負担金の規定）	定員90人以下+1名	A型・B型の場合+1名	
6 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本	8時間が基本	8時間が基本
7 財政支援	施設型給付	なし	地域型給付	地域型給付

# 子ども・子育て支援新制度における保育サービス別 保育士資格要件と国からの給付



保育士資格要件

施設型給付

地域型保育給付

利用定員